

3 権災証明書の交付

権災証明書は、被害認定調査によって判定した住家の被害程度等について証明するもので、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく支援金の支給や市税等の減免を受ける場合等に必要となるものです。被災者から申請があった場合は、「震災時の被害認定（火災を除く）及び権災証明書発行の手引き」に基づき、交付します。

第3章 復興対策

横浜市では復興の理念として、「自助」、「共助」、「公助」の連携を図ることにより、地域力を活かした復興を行います。震災復興事業については、都市復興、経済復興、住宅復興、生活・暮らし復興等、市民生活の全てにわたる分野を対象としています。

神奈川区においても、各分野別の復興に係る計画に基づく復興施策について、所管局・統括本部との連携を図りながら、推進することとします。

第5部 帰宅困難者対策

第1章 主要駅等における混乱防止対策

地震発生直後は、鉄道機関の運行停止等により、ターミナル駅や大規模集客施設、繁華街等では多数の帰宅困難者が発生します。帰宅困難者の安全の確保及び近隣地域の混乱を防止するため、主要駅等における混乱防止対策を推進します。

神奈川区の予測帰宅困難者数 (平日昼12時)	通勤	通学	私用（買い物他）	合計
	24,847人	10,072人	2,712人	37,631人

※帰宅困難者とは、地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）をいいます。

第2章 帰宅困難者事前対策

第1節 主要駅等の混乱防止対策の推進

区内15駅においての帰宅困難者対策として、鉄道事業者、神奈川警察署、区役所等を構成員とする災害対策協議会で、情報共有するなど平常時からの連携強化を図っています。

第2節 一時滞在施設の指定

地震により大勢の帰宅困難者の発生が予測される主要駅等を中心に、滞留者の安全の確保と災害関連情報を提供するための帰宅困難者一時滞在施設を指定しています。

指定にあたっては、帰宅困難者の受入れを円滑に行うとともに、地域住民が使用する避難場所と混同しないよう、駅周辺の公的施設及び民間施設等に対し協力をいただきながら拡充を図ります。

（資料編09「神奈川区帰宅困難者一時滞在施設一覧」参照）

第3節 帰宅困難者の発生抑制

企業等の事業所に対し、交通機関途絶時の従業員の留め置きのほか、これに必要な備蓄の推進、家族等との安否確認手段の確保などを啓発し、時差帰宅について協力を促します。

第4節 備蓄品の確保

帰宅困難者への支援として、帰宅困難者一時滞在施設等に、一人あたり1食分の食料と水(350ml)・アルミブランケット1枚・トイレパック4回分を想定される人数に応じて備蓄します。また、企業等の事業者は、一斉帰宅抑制に備えて3日分の備蓄の確保に努めます。

第3章 帰宅困難者対策

第1節 区本部の対応

区本部長は、駅等に避難者・駅対応班を派遣し、駅等周辺の滞留者や帰宅困難者の状況等を把握するとともに、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等と連携し、災害情報等の広報及び避難誘導等を実施します。

また、帰宅困難者一時滞在施設検索システム「一時滞在 NAVI」等を利用して、区本部と一時滞在施設との間で、施設の開設状況や運営状況等を把握し、必要な支援を行います。

第2節 関係機関の対応

1 鉄道事業者の対応

鉄道事業者は、利用者の安全確保を図るため、鉄道運行情報等の提供や安全な場所への避難誘導を行うとともに、施設内に、待機できる場所の確保が可能な駅においては、帰宅困難者の受け入れ等を実施します。

また、必要に応じ、徒歩帰宅を支援する情報提供や、一時避難場所や一時滞在施設への案内又は誘導、代替輸送手段等を確保します。

2 企業等の事業所・学校等の対応

帰宅困難者の発生を抑制するために、事業所等は従業員の施設内待機、学校等は児童・生徒等の保護に努めるとともに、災害関連、公共交通機関の運行状況等の情報提供や必要に応じた備蓄物資等の提供を実施します。

また、共助の観点から外部の帰宅困難者(来社中の顧客や施設周辺にいた帰宅困難者)の受け入れに努めます。更に、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動(特に要援護者の保護等)を実施します。

第3節 帰宅困難者の支援

1 一時滞在施設の開設

帰宅困難者のための一時滞在施設の管理者は、鉄道の長時間運休の場合など必要に応じて、可能な範囲でトイレ、水道水、災害関連情報を提供します。また電話やFAX、帰宅困難者一時滞在施設検索システム「一時滞在 NAVI」等を利用して、市本部や区本部と施設の開設・運営状況を共有します。

一時滞在施設の開設は、災害発生日の翌朝までを原則とし、必要に応じて、一部の一時滞在施設の開設を延長します。施設数の目安は、2日目（発災翌日）は区に1施設程度、3日目以降は市全体でパシフィコ横浜及び横浜アリーナの2つの施設とします。

（資料編09「神奈川区帰宅困難者一時滞在施設一覧」参照）

2 徒歩帰宅者への支援

徒歩帰宅者の支援拠点として協定を締結している、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等（災害時徒歩帰宅者支援ステーション）の施設管理者は、鉄道の運休等により、長距離を徒歩で帰宅せざるを得ない帰宅困難者に対して、水道水、トイレ、災害関連情報の提供等を行います。また、区本部長は必要に応じて幹線道路沿いの公共施設等を支援拠点として指定することができます。

さらに、市本部長又は区本部長は、都市部からの徒歩帰宅者の通行が想定される幹線道路沿いに、一時的な休憩場所や災害関連情報を提供するための「支援拠点」を設置し、徒歩帰宅者の安全な帰宅を支援します。



災害時帰宅支援ステーションステッカー



災害時徒歩帰宅者支援ステーションステッカー

3 帰宅困難者に対する情報提供の支援

災害発生時に、どの一時滞在施設で受け入れ可能か等の情報を、スマートフォンや携帯電話等で検索できる「帰宅困難者一時滞在施設検索システム」（一時滞在 NAVI）を整備しています。